

<p>の決定</p> <p>イ 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの</p> <p>ロ 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの</p> <p>ハ 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの</p> <p>(イ) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上のもの</p> <p>(ロ) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満のもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設計又は監督の委託の決定</p> <p>イ 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの</p>	<p>東部総合事務所 所長</p>	<p>中部総合事務所 所長</p>	<p>西部総合事務所 所長</p>
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------

<p>□ 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの</p> <p>ハ 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの</p> <p>(イ) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上のもの</p> <p>(ロ) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満のもの</p> <p> a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p> b a以外のもの</p> <p> (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p> (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p> (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(3) 鳥取県建設工事執行規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託の決定</p> <p> イ 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p> ロ 請負対象設計金額が5億円未満</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
--	---

	<p>の工事に係るもの</p> <p>(イ) 工費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(4) 鳥取県建設工事執行規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p> <p>イ 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 工費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>a 建築工事に係るもの</p> <p>(a) 管轄費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(b) (a)以外のもの</p> <p>東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に</p>								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

東部総合事務所
所長

係るもの	
中部総合事務所の所管区域に係るもの	中部総合事務所 所長
西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	西部総合事務所 所長
b 設備工事に係るもの	
(a) 工費が6,000万円以上の工事に係るもの	
(b) 工費が6,000万円未満の工事に係るもの	
営繕費に係る本庁舎等の	

工事に係るもの 以外のもの () 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの () 中部総合事務所の所管区域に係るもの () 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に	東部総合事務所 所長	中部総合事務所 所長	西部総合事務所 所長
--	---------------	---------------	---------------

処分に係る国土交通大臣への意見の提出																			
17 同法第27条第6項の規定による事業の認定に係る公聴会の記録等の国土交通大臣への送付																			
18 同法第28条の規定による事業の認定の拒否																			
19 同法第28条の3の規定による土地の形質の変更の許可																			
20 同法第30条第1項（同法第30条の2において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止等により土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨の届出及び周知の措置																			
21 同法第30条第2項（同法第30条の2において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止又は変更があった旨の告示及びその旨の国土交通大臣への報告																			
22 同法第32条第1項の規定による収用又は使用の手続の保留の申立書の提出																			
23 同法第34条の規定による収用又は使用の手続を保留した土地についての手続を開始する旨の申立て																			
24 同法第34条の3の規定による収用又は使用の手続が開始される旨及び図面の縮写場所の告示																			
25 同法第34条の4の規定による図面の市町村長への送付																			
26 同法第35条第1項及び第2項の規定による事業の準備のため等の土地等の測量及び調査並びに当該土地等の占用者への通知																			
27 同法第36条第4項の規定による市町村長に対する立会及び署名押印の要求																			
28 同法第36条第5項の規定による立会人の署名																			
29 同法第42条第5																			

	の買受権者への通知又は買受権者を確知することができない場合の公告									
	44 同法第16条第1項の規定による収用委員会への協議の確認の申請									
	45 同法第12条第1項の規定による非常災害の際の土地の使用									
	46 同法第123条第1項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用についての収用委員会への申立て									
三 土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の3の規定によるあつせんにつかさない旨の通知									
	2 同令第1条の4の規定によるあつせんにつかした旨等の通知									
	3 同令第1条の7の規定によるあつせんの打ちりの通知									
四 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による特定公共事業の認定に係る関係住民からの意見の聴取等									
	2 同法第4条第1項の規定による特定公共事業の国土交通大臣への認定の申請									
	3 同法第20条第1項の規定による収用委員会への緊急判決の申立て									
	4 同法第29条の規定による仮住居の提供又は当該仮住居の条件に適合し、相当であることについての収用委員会への確認の申請									
五 公共用地の取得に関する特別措置法施行令(昭和26年政令第285号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の規定による生活再建計画に定められた事実の通知									
六 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第1項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定									総合事務所長
	2 同法第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体									総合事務所長

	等がない旨の通知													
	3 同法第16条第3項の規定による県土地開発公社の役員解任													
	4 同法第18条第2項の規定による県土地開発公社の予算等の承認													
	5 同法第19条第1項の規定による県土地開発公社に対する業種別に関する命令													
七 鳥取県国 有財産 徴収条例 (平成12年 鳥取県例 第29号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第3条の規定による占用料等の減免 (一) 同条例第3条第1号の規定に係るもの (二) (一)以外のもの												総合事務所長	
八 国有財産 法施行令 (昭和23年 政令第246 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。)	1 同令第3条の規定による普通財産を財務大臣へ引継ぐ場合の通知 (一) 法定外公用財産(国土交通省所管国有財産のうち、河川法(昭和39年法律第67号)、道路法(昭和27年法律第80号)その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用がない公共物の用に供されているものをいう。以下八において同じ。)を除く行政財産の用途の廃止によって生じたもの又は法定外公用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が3万平方メートルを超えるもの (二) 法定外公用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が3万平方メートルを超えないもの												総合事務所長	
	2 同令第6条第5項第1号の規定による法定外公用財産の交換についての国土交通大臣への協議													
	3 同令第6条第5項第2号の規定による法定外公用財産の用途の廃止 (一) 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号に規定する用途の廃止に係るもの													

	(二) 同令第6条第2項第1号子及び以下に掲げる国有財産に係るもの (三) (一) 及び(二)以外のもの (1) 面積が3万平方メートルを超えるもの (2) 面積が3万平方メートルを超えないもの									総合事務所長
	4 同令第6条第5項第2号の規定による法定外公共用財産の用途の廃止についての国土交通大臣への協議									
	5 同令第6条第5項第3号の規定による普通財産の譲与 (一) 道路法第90条第2項並びに下水道法第36条の規定により譲渡するもの (二) (一)以外のもの									
	6 同令第6条第5項第3号の規定による普通財産の譲与についての国土交通大臣への協議									
	7 同令第6条第5項第4号の規定による所管換等についての国土交通大臣への協議									
	8 同令第6条第5項第4号の規定による法定外公共用財産の使用についての国土交通大臣への協議									
	9 同令第11条第3号の規定による法定外公共用財産とする目的とする寄附の受納 (一) 面積が3万平方メートルを超える法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの (二) 面積が3万平方メートルを超えない法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの									総合事務所長
九 測量法(昭和24年法律第188号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第14条第3項(同法第39条において準用する場合を含む。)の規定による基本測量の実施及び終了の通知を受けた旨の公示									
	2 同法第21条第2項(同法第23条第2項において準用する場合を含む。)									

<p>十 測量法施行令(昭和三十二年政令第322号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>む。)の規定による永久権職等の設置の通知を受けた旨の市町村長に対する通知</p> <p>3 同法第24条の規定による移転の請求の受理及び当該請求に係る書面の国土整理院の長への送付</p> <p>1 同令第28条第2項の規定による測量業者登録申請書の場所等の告示</p>																
<p>十一 その他 の事務</p>	<p>略</p> <p>2 建設発生土処理業務に関する事務 (一) 処分場の造成等の工事に係る起工、変更設計書の作成、施工管理、監督及び検査 (二) 処分場予定地の測量等業務の委託に係る起工、変更設計書の作成、監督及</p>																
<p>二 土木工事に伴う委託業務に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同規則第4条の規定による入札参加資格の認定</p> <p>2 同規則第6条第2項の規定による入札参加資格の付与の決定</p> <p>3 同規則第7条第2項第1号又は第3項の規定による有資格者が入札参加資格を欠くに至った旨の認定</p> <p>4 同規則第8条の規定による入札参加資格の他者への引き継ぎの認定</p> <p>5 同規則第34条第36条又は第37条本文の規定による有資格者の資格制限の決定</p> <p>6 同規則第38条の規定による事柄の取を行う旨の決定</p> <p>7 同規則第40条第1項の規定による資格制限の期間の短縮又は延長の決定</p> <p>8 同規則第40条第2項の規定による資格制限の解除の決定</p> <p>9 同規則第41条第3項又は第4項の規定による不服申出の棄却又は不服申出に係る資格制限の取消しの決定</p>																
<p>三 その他 の事務</p>	<p>略</p>																

18 略
19 略
20 略
21 略
22 略
23 略
24 略
25 略
26 略
27 略
28 略
29 同法第47条の5 第1項の規定による歩行安全改修の要請の受理
30 同法第47条の5 第6項の規定による公安委員会の意見の聴取
31 同法第47条の7 第1項の規定による道路一体建物に関する協定の締結
32 同法第47条の10 第1項の規定による道路保全立体区域の指定
33 略
34 略
35 略
36 略
37 略
38 略
39 略
40 略
41 略

25 略
26 略
27 略
28 略
29 略
30 略
31 略
32 略
33 略
34 略
35 略
36 同法第47条の6 第1項の規定による道路一体建物に関する協定の締結
37 同法第47条の6 第2項の規定による道路一体建物に関する協定を締結した旨の公示
38 同法第47条の9 第1項の規定による道路保全立体区域の指定
39 同法第47条の9 第3項の規定による道路保全立体区域の指定等をする旨の公示
40 略
41 略
42 略
43 同法第48条の2 第4項の規定による自動車専用道路の指定等をする旨の公示
44 略
45 略
46 略
47 略
48 略
49 同法第48条の13 第5項の規定による自転車専用道路等の指定等をする旨の公示
50 略

42 略
43 同法第48条の18第2項(同条第41項において準用する場合を含む。)の規定による利用施設協定についての意見書の受理
44 略
45 略
46 同法第54条第1項の規定による境界地の道路の管理の費用の分担金等の決定
47 同法第55条第1項の規定による兼用工作物の管理の費用の分担金等の決定
48 同法第58条の規定による他の工事等により生じた道路に関する工事の費用の負担の決定
49 略
50 略
51 略
52 略
53 略
54 略
55 略
56 略
57 略
58 略
59 略
60 略
61 略
62 略
63 略
64 略

51 略
52 略
53 略
54 同法第54条第1項の規定による境界地の道路の管理の費用の分担についての協議
55 同法第55条第1項の規定による兼用工作物の管理の費用の分担についての協議
56 同法第58条の規定による他の工事等により生じた道路に関する工事の費用の負担の決定
57 略
58 略
59 略
60 略
61 略
62 略
63 略
64 略
65 略
66 略
67 略
68 略
69 同法第69条第1項の規定による土地の立入り等による損失の補償
70 略
71 同法第69条第3項の規定による自己の見積もった損失補償金額の支払い
72 略
73 同法第71条第3項の規定による必要な措置を行う旨の公告
73の2 略
74 同法第72条第1項の規定による監督処分に伴う損失の補償
75 略

66 略									
66 略									
67	同法第35条の2第1項の規定による公安委員会の意見の聴取								総合事務所長
68	同法第35条の2第2項の規定による公安委員会との協議								
二 略									
三 略									
四	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づく知事の権限に属する事務	1	略						
		2	略						
		3	略						
		4	略						
		5	略						
		6	略						
		7	略						
		8	略						
		9	略						
		10	略						
		11	略						
		12	略						
		13	略						
		14	略						

76	同法第75条第5項の規定による監督処分に伴う損失の補償								
77 略									
78	同法第01条第3項の規定による道路予定区域の制限による損失の補償								
79 略									
80	同法第36条の2第1項の規定による公安委員会の意見の聴取及び公安委員会との協議 (一) 同法第35条の2第1項に係るもの (二) 同法第35条の2第2項に係るもの								総合事務所長
二 略									
三	車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十八年建設省令第28号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第2条の規定による道路の指定等の公示						
四 略									
五	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づく知事の権限に属する事務	1	略						
		2	同法第3条第4項の規定による電線共同溝を整備すべき道路の指定等をした旨の公示						
		3	略						
		4	略						
		5	略						
		6	略						
		7	略						
		8	略						
		9	略						
		10	同法第8条第2項の規定による電線共同溝の増設の公示						
		11	略						
		12	略						
		13	略						
		14	略						

15	略
16	略
17	略
18	略
19	略
20	略
五	道路交 通法(昭和 36年法律第 105号)に 基づく知事 の権限に属 する事務
1	略
2	略
六	略
七	その他の 事務

17	略																			
18	略																			
19	略																			
20	略																			
21	略																			
22	略																			
六	道路交 通法(昭和 35年法律第 105号)に 基づく知事 の権限に属 する事務																			
1	同法第78条第2 項後段の規定によ る道路の使用の許 可申請書の送付																		総合事務所長	
2	略																			
3	略																			
七	中国農林 自衛隊の 用地取得等 に関する事 務																			
1	土地の取得等の ための土地、物件 等の調査、損失補 償金額の算定等に 係る委託契約の締 結で、契約金額が 2,000万円未満のも の																			姫路県農林水産 地事務所長
2	土地の取得等及 び損失の補償に係 る契約の締結																			姫路県農林水産 地事務所長
3	土地の取得等に 伴う不動産登記法 による登記の嘱託																			姫路県農林水産 地事務所長
4	国に対する協議 及び通知																			姫路県農林水産 地事務所長
八	土地改良 登記令(昭 和26年政令 第146号) に基づく知 事の権限に 属する事務																			
1	同令第2条の規 定による農営土地 改良事業の施行に 係る地域内の土地 及び建物について の登記の嘱託																			総合事務所長
2	同令第20条の規 定による農営土地 改良事業の施行に 係る地域内の土地 の表示の変更の登 記の嘱託																			総合事務所長
3	同令第21条の規 定による農営土地 改良事業の施行に 係る地域内におい て農用地の保全又 は利用上必要な施 設の敷地を取得し た場合における所 有権移転の登記の 嘱託																			総合事務所長
九	略																			
十	その他の 事務																			
1	農営土地改良事 業(広域農道整備 事業及び農林漁業 用増産田畑が原身 替農道整備事業に 係るものに限る。 以下この項におい て同じ。)を施行 するために必要な 土地若しくは建物 、立木その他土 地に定着する物件 の取得、所有権以 外の土地に関する 権利の取得、使用 若しくは消滅又は 損失の補償に係る																			総合事務所長

	る公安委員会との協議																		
二 都庁計画法に基づく知事の特権に属する事務（道庁建設課の所掌事務に係るものに限る。）	1 同法第59条第1項の規定による都市計画事業の認可																		
	2 同法第59条第2項の規定による県が施行する都市計画事業の認可の申請																		
	3 同法第59条第4項の規定による国の機関、都府県及び市町村以外の者が施行する都市計画事業の認可																		
	4 同法第59条第5項の規定による都市計画事業の認可についての関係地方公共団体の長の意見の聴取																		
	5 同法第59条第6項本文（同法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画事業の認可についての用排水施設等を管理する者等の意見の聴取																		
	6 同法第63条第1項の規定による県が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可の申請並びに国の機関及び県以外の者が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可 (一) 1の認可に係るもの (二) 2の申請に係るもの (三) 3の認可に係るもの																		
	7 同法第64条第1項の規定による同法第59条第4項の認可に基づく地位の継承の承認																		
	8 同法第66条の規定による事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその付近地の住民に対する説明等の措置の実施																		総合事務所長
	9 同法第67条第2項の規定による土地建物等を買い取るべき旨の通知																		
	10 同法第68条第2項の規定による買い取るべき土地の価格の協議																		総合事務所長

<p>11 同法第30条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な助言及び助言 (一) 3、6の(三)又は7の認可に係るもの (二) 1又は6の(一)の認可に係るもの</p>																								
<p>12 同法第31条第1項の規定による許可等の取り消し、変更等の監督処分及び必要な是正措置の命令並びに同条第21項の規定による取消等 (一) 3、6の(三)又は7の認可に係るもの (二) 1又は6の(一)の認可に係るもの</p>																								
<p>13 同法第32条第1項の規定による立入検査のうち12の監督処分を行うためのもの (一) 12の(一)の監督処分を行うためのもの (二) 12の(二)の監督処分を行うためのもの</p>																								
<p>三 土壌改良法に基づく知事の権限に属する事務(広域農道整備事業及び基礎農道整備事業に係るものに限り、市町村長に委任したものを除く。)</p>																								
<p>二 土壌改良法に基づく知事の権限に属する事務(広域農道整備事業及び基礎農道整備事業に係るものに限り、市町村長に委任したものを除く。)</p>	<p>1 同法第7条第5項(同法第48条第9項(同法第36条の3第5項において準用する場合を含む。)、第35条第3項、第35条の2第3項及び第36条の2第5項において準用する場合を含む。))の規定による農用地の改良等に関する職員の補助</p>																							<p>総合事務所長</p>
<p>2 同法第8条第1項の規定を準用する同法第48条第9項(同法第36条の3第5項において準用する場合を含む。)、第35条第3項、第35条の2第3項及び第36条の2第5項の規定による土壌改良事業計画等の適否の決定</p>																								
<p>3 同法第8条第2項(同法第48条第9項(同法第36条の3第5項において準用する場合を含む。)、第37条第2項、第37条の2第10項、第37条の3第6項及び第101項同条第131項及び第151項、第36条第3項、第36条の2第3項並びに第96条の2第5項において準用する場合を含む。))の規</p>																								<p>総合事務所長</p>

																				定による専門技術者の委嘱																					
																				4 同法第9条第2項(同法第48条第9項(同法第36条の3第5項において準用する場合を含む。)、第36条第3項、第36条の2第3項及び第36条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申出に対する決定																					
																				5 同法第48条第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止若しくは新たな土地改良事業の認可																		総合事務所長			
																				6 同法第49条第1項(同法第36条の4において準用する場合を含む。)の規定による応急工事計画の認可																		総合事務所長			
																				7 略																					
																				8 略																					
																					9 略																				
																					10 略																				
																					11 略																				
																					12 略																				
																					13 略																				
																					14 略																				
																					15 略																				
																					16 略																				
																					17 略																				
																					18 略																				
																					19 略																				
																					20 略																				
四 土地改良登記令に基づく知事の権限に属する事務(広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に係るものに限る。)	1 同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の職務																																					総合事務所長			
	2 同令第20条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の職務																																					総合事務所長			
																				26 略																					

		3 同令第21条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農用地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託								総合事務所長
五 その他の事務		1 県営土地改良事業（広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結								総合事務所長
		2 県営土地改良事業に係る施設等の譲与の決定（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条の規定による普通財産の譲与又は減価償却済に限る。）								総合事務所長
		3 県営土地改良事業に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾								総合事務所長
		4 県営土地改良事業に係る分担金・負担金の取戻								総合事務所長
		5 県営土地改良事業により造成された財産に係る追加改良等の承認								総合事務所長
		6 県営土地改良事業に係る行政財産の使用許可及び行政財産の使用料の減免 (一) 重要なもの (二) 軽微なもの								総合事務所長
河川課	一 河川法に基づく知事の権限に属する事務	略								
	24 同法第23条の規定による流水の占用の許可 (一)～(三) 略 (四) (一)から(三)までの以外のもの (1) 指定区間における準特定水利使用及び国土交通大臣の承認を要する水利使用に係るもの (2) (1)以外のもの									総合事務所長
	25 同法第24条の規定による、河川区									
河川課	一 河川法に基づく知事の権限に属する事務	略								
	24 同法第23条の規定による流水の占用の許可 (一)～(三) 略 (四) (一)、(二)及び(三)以外のもの									
	25 同法第24条の規定による、河川区									

<p>域内の土地の占有の許可 (一) 略 (二) 流水の占有を伴うものうち特定水利使用、指定区間における準特定水利使用及び国土交通大臣の承認を要する水利使用に係るもの (三) 略</p>		<p>域内の土地の占有の許可 (一) 略 (二) 流水の占有を伴うもの (三) 略</p>	
略		略	
<p>27 同法第26条第1項及び第4項の規定による、河川区域内の土地における工作物の新築、改築等の許可 (一) 略 (二) 流水の占有を伴うものうち特定水利使用、指定区間における準特定水利使用及び国土交通大臣の承認を要する水利使用に係るもの (三) 略</p>		<p>27 同法第26条第1項及び第4項の規定による、河川区域内の土地における工作物の新築、改築等の許可 (一) 略 (二) 流水の占有を伴うもの (三) 略</p>	
略		略	
<p>35 同法第34条第1項の規定による権利の譲渡の承認 (一)及び(二) 略 (三) (一)及び(二)以外で流水の占有の許可に係るものうち指定区間における準特定水利使用及び国土交通大臣の承認を要する水利使用に係るもの (四) 略</p>		<p>35 同法第34条第1項の規定による権利の譲渡の承認 (一)及び(二) 略 (三) 流水の占有の許可に係るものうち(一)及び(二)以外のもの (四) 略</p>	
略		略	
		<p>39 同法第38条の規定による水利使用の目的等の関係河川使用者への通知</p>	
39 略		40 略	
40 略		41 略	
41 略		42 略	
42 略		43 略	
43 略		44 略	
44 略		45 略	
45 略		46 略	
46 略		47 略	
47 略		48 略	
48 略		49 略	
49 略		50 略	
50 略		51 略	
51 略		52 略	

52 略																					
53 略																					
54 略																					
55 略																					
56 略																					
57 略																					
58 略																					
59 略																					
60 略																					
61 略																					
62 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 24の(一)、24の(三)、24の(四)(1)、25の(一)、25の(二)、27の(一)、27の(二)、29の(一)、32の(一)、32の(三)、35の(一)、35の(三)、43又は48により承認し、又は許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの																					総合事務所長
63 略																					
64 略																					
65 略																					
66 略																					
67 同法第95条の規定による国の行う河川区域内の土地の占用等の協議 (一) 24の(一)、24の(三)、25の(一)、27の(一)、29の(一)、32の(一)、35の(一)、35の(二)、43又は48に係るもの (二) 24の(四)(1)、25の(二)、27の(二)、32の(三)又は35の(三)に係るもの (三) 20、24の(二)、24の(四)(2)、25の																					総合事務所長

53 略																					
54 略																					
55 略																					
56 略																					
57 略																					
58 略																					
59 略																					
60 略																					
61 略																					
62 略																					
63 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 20、26又は27の(三)により承認又は許可したものに係るもの (二) 24の(二)又は25の(三)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの																					総合事務所長
64 略																					
65 略																					
66 略																					
67 同法第90条第2項の規定による土地の立入りについての土地の占有者に対する通知																					総合事務所長
68 略																					
69 略																					
70 同法第96条の規定による国の行う河川区域内の土地の占用等の協議 (一) 24の(一)、24の(三)、25の(一)、27の(一)、29の(一)、32の(一)、35の(一)、35の(二)、44又は49に係るもの (二) 24の(四)、25の(二)、27の(二)、32の(三)又は35の(三)に係るもの (三) 20、24の(二)、25の(三)、26、27の																					総合事務所長

	(三)、26、27の (三)、29の (二)、32の (二)、35の (四)、50、52、 55又は57に係る もの										
略											
略											
七 海峯港に 基づく知事 の権限に属 する事務 (農也・水 保全課及び 空峯港海 峯の所掌事 務に係るもの を除く。)	略										
略											
九 鳥取県海 岸法附則に 基づく知事 の権限に属 する事務(農 也・水保全 課及び空峯 港海峯の所 掌事務に係 るものを除 く。)	略										
略											
略											
空 港 三 土木工事 湾 及び電気設 課 備工事に係 る鳥取県建 設工事施行 規則に基づ く知事の権 限に属する 事務	略	27 同規則第58条第 1項の規定による かしの修補及び損 害の賠償の請求 (一) 著しく重大 なかしに係るもの									
	(1) 請負対象 設計金額が5 億円以上の工 事に係るもの										
	(2) 請負対象 設計金額が5 億円未満の工 事に係るもの										
	(二) (一)以外の もの										
	(1) 空港整備 事業に係るもの									鳥取空港管理 事務所長	
	(2) 港湾整備 事業、漁港整 備事業及び海 岸整備事業に 係るもの									鳥取港湾事務 所長	
略											
略											
十九 空峯港 (昭和31年 法律第80 号)に基づ く知事の権 限に属する	1 同法第8条第2 項の規定による工 事の施行について の国土交通大臣と の協議										

	(三)、29の (二)、32の (二)、35の (四)、51、53、 56又は58に係る もの										
略											
略											
七 海峯港に 基づく知事 の権限に属 する事務 (耕植課及 び空峯港海 峯の所掌事 務に係るもの を除く。)	略										
略											
九 鳥取県海 岸法附則に 基づく知事 の権限に属 する事務(耕 植課及 び空峯港 海峯の所掌 事務に係る ものを除く。)	略										
略											
略											
空 港 三 土木工事 湾 及び電気設 課 備工事に係 る鳥取県建 設工事施行 規則に基づ く知事の権 限に属する 事務	略	27 同規則第58条第 1項の規定による かしの修補及び損 害の賠償の請求 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの									
	(2) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの										
略											
略											
十九 空峯整 備法(昭和 31年法第 80号)に基 づく知事の 権限に属す	1 同法第9条第2 項において準用す る同法第8条第2 項の規定による工 事の施行について の国土交通大臣と										

	<p>る職の職員をいう。以下人事企画課の真において同じ。)及び総合事務所長に係るもの</p> <p>(二) 次長等(次長又はこれに相当する職の職員をいう。以下人事企画課の真において同じ。)及び地方機関の長(総合事務所長を除く。以下人事企画課の真において同じ。)に係るもの</p> <p>(三) 課長等(課長又はこれに相当する職の職員をいう。以下人事企画課の真において同じ。)に係るもの</p> <p>(四) 略</p> <p>略</p>																		
二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	3 次は得ずる者の任免及び給与の決定(一)~(四) 略																		
略																			
四 略																			
五 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による昇給等の決定																		
	2 同条例第6条の7の規定による建設手当の支給額等の決定																		
六 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第2項の規定による給料の支給額の変更に係る承認の申請																		
	2 同規則第9条第1項又は第3項の規定による付随給の決定																		
七 職員の初任給、昇給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和22年鳥取県人事委員会規則第10号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第8条第2項の規定による昇給基準によることの承認の申請																		
	2 同規則第3条第4項の規定による昇給区分の決定に係る承認の申請																		
	3 同規則第20条の規定による給料の補正及び休日に係る承認の申請																		
八 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年鳥取県条例第5号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認 (一) 次長等及び地方機関の長に係るもの(職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号から第11号までの事由に該当する場合には																		

	<p>る職の職員をいう。以下人事・評価課の真において同じ。)及び総合事務所長に係るもの</p> <p>(二) 次長等(次長又はこれに相当する職の職員をいう。以下人事・評価課の真において同じ。)及び地方機関の長(総合事務所長を除く。以下人事・評価課の項において同じ。)に係るもの</p> <p>(三) 課長等(課長又はこれに相当する職の職員をいう。以下人事・評価課の真において同じ。)に係るもの</p> <p>(四) 略</p> <p>略</p>																			
二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	3 次は得ずる者の任免(一)~(四) 略																			
略																				
四 略																				